

御代田町傷害共済 Q&A (過去事例一覧)

大項目	質問・事例	協議会決定事項・事務局回答
共済対象者について	区に加入していない人は対象外か。	区に入っていないなくても御代田町に住所もしくは本籍を有する者であれば対象になる。
	会費の徴収の対象からオナーズヒル、豊昇園、きらく苑、ミネベアミツミの住民は除くとしているが、もしこの方々が行事に参加し、負傷した場合は共済対象になるか。	対象者は傷害共済規約にあるとおり、「町に居住している、または戸籍を有する者」であるため、共済加入一覧にない（区に属さない）方でも対象になる。 従前、オナーズヒル、豊昇園、きらく苑、ミネベアミツミの住民を会費の徴収対象から除いている。 [以下、協議会での協議結果] ※豊昇園ときらく苑は、共済の趣旨から今後も対象外でもよい。 ※龍神まつりに関しては、実行委員会で保険をかけているため、事故等あった場合は、保険対応する。
	スポーツ協会弓道部の方が定期練習中に受傷したが、この場合は対象になるか。	練習中であって、共済対象になる行事やイベント中での怪我ではないため対象外とする。
	365歳野球の本大会中の怪我ではないが、この場合は対象になるか。	区主催の練習会ならば対象とする。個人の自主練習中では活動中とは言えないため対象外とする。
	町主催の大会だが、町外出身者は対象外か。	怪我した方が町外在住者であれば対象外とする。確認事項は本籍か住所があるかどうかで判断する。
	区指定の日に道普請に参加できない方は、別日に個人的に作業をすることで道普請に参加したことになっている。別日の参加者の場合は対象になるか。	区主催の道普請開催日参加者は対象になる。しかし、開催日以外の参加の場合、区の管理外での作業となり区が証明することが困難と考えるため対象外とする。
	別荘等で滞在している方が区主催の行事に参加した場合、対象になるか。	規約に基づき、対象者は、住民票または本籍を御代田町に有する者に限定するため、対象外になる。
	町外に住む子どもや孫が区や町主催の行事に参加した場合、対象になるか。	住民票を移さず町外から通学している学生等が長期休暇等で帰省し区行事等に参加した場合、町内に居住実態がなくとも、住民票もしくは本籍が御代田町にあれば規約どおり対象になる。
対象事業について	区主催の盆踊り、区民祭等が共済の対象事業になるか。	規約に目的として体育スポーツ活動及び地域行事等の普及振興に寄与することとあり、この点から公民館活動や区の行事も対象になる。
	シニアクラブ連合会で行事を行う時に、会場まで車で移動する。例えば移動中の交通事故については共済の対象になるか。	会場までの移動中は活動中とは言えない。傷害共済の対象外とする。
	自主防災組織による消火活動は、対象になるか。	自主防災組織については社会奉仕活動に含まれるため、対象になる。 また、消防活動は、御代田消防署が消防災害補償・訓練補償に加入しており、要件に当てはまる場合は本補償が受けられる。（加入費用は消防課が負担している）
保険の一本化について	スポーツ協会の事業においても平成20年度からかけていた保険をやめて本共済に一本化するよう部長に話をしている。独自の保険料をやめることで大会参加費を安く抑えて、多くの方に参加いただけたら考える。	本共済は自主的に行う練習中のけがは対象外になる。各部での活動に関しては対象外のため、スポーツ保険等はクラブごと任意で加入してもらう。（実際、各部で加入している） スポーツ協会主催の行事であれば、対象になる。